

# 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

（令和3年法律第31号）」について

【公布：R3.5.10 / 施行：R3.7.15又はR3.11.1】

～流域治水関連法～

# 法改正の背景・必要性

## 気候変動の影響

### 速やかに対応

○ 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施

(令和2年度内に全1級109水系で策定済)

[ 国管理河川で戦後最大規模洪水に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応 ]

### 将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

### 将来の気候変動を見込んだ更なる対応

○ 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水**を更に**拡充**

## 法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



# 流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

## 1. 流域治水の計画・体制の強化 〔特定都市河川法〕

### ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 一 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**（全国の河川に拡大）

### ◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 一 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂に会し、官民による雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等**を協議
- 一 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、**確実に実施**

## 2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 〔河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法〕

### ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進（予算）

- 一 **利水ダム等の事前放流**に係る協議会（河川管理者、電力会社等の利水者等が参画）制度の創設
- 一 **下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
- 一 **下水道の樋門等の操作ルールの策定**を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

### ◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 一 **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 一 **都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラ**として活用
- 一 **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

## 3. 被害対象を減少させるための対策

〔特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法〕

### ◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 一 **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認（許可制）
- 一 **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進
- 一 **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化

## 4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

〔水防法、土砂災害防止法、河川法〕

- 一 **洪水等に対応したハザードマップの作成**を**中小河川等まで拡大**し、リスク情報空白域を解消
- 一 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
- 一 国土交通大臣による**権限代行**の対象を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去、準用河川**を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現  
 (KPI) ○ 浸水想定区域を設定する河川数：2,092河川(2020年度) ⇒ 約17,000河川(2025年度)

# 1.「特定都市河川浸水被害対策法」の一部改正

---

- ① 特定都市河川の指定要件の見直し
- ② 流域水害対策計画の充実、協議会制度の創設
- ③ 地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進
- ④ 貯留機能保全区域制度の創設
- ⑤ 浸水被害防止区域制度の創設

# 【特定都市河川法①】特定都市河川の指定要件の見直し

- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件<sup>(※)</sup>である「市街化の進展」以外の**自然的条件等**の理由により**浸水被害防止が困難な河川**において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。<sup>(※)</sup> 現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても**特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。**

## 【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「**接続する河川の状況**」又は「**河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性**」により**河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川**を追加

指定候補河川のイメージ(①から③のいずれか)

### ①市街化の進展

特定都市河川(案)

家屋連担等により河道拡幅困難

### ②接続する河川の状況

特定都市河川(案)

接続する河川の水位が高い際支川からの排水困難

### ③周辺地形その他の自然的条件

特定都市河川(案)

狭隘部により流下困難  
その他地質、自然条件等



## 【特定都市河川法②】 流域水害対策計画の拡充、協議会制度の創設

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、**流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。**

### 【改正概要】

- 「流域水害対策計画」に**雨水貯留浸透対策の強化（公共団体・民間による対策や緑地保全等）、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け**
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「**流域水害対策協議会**」制度を創設

### 【流域水害対策協議会のイメージ】

#### （協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須  
都道府県知事指定河川：設置任意

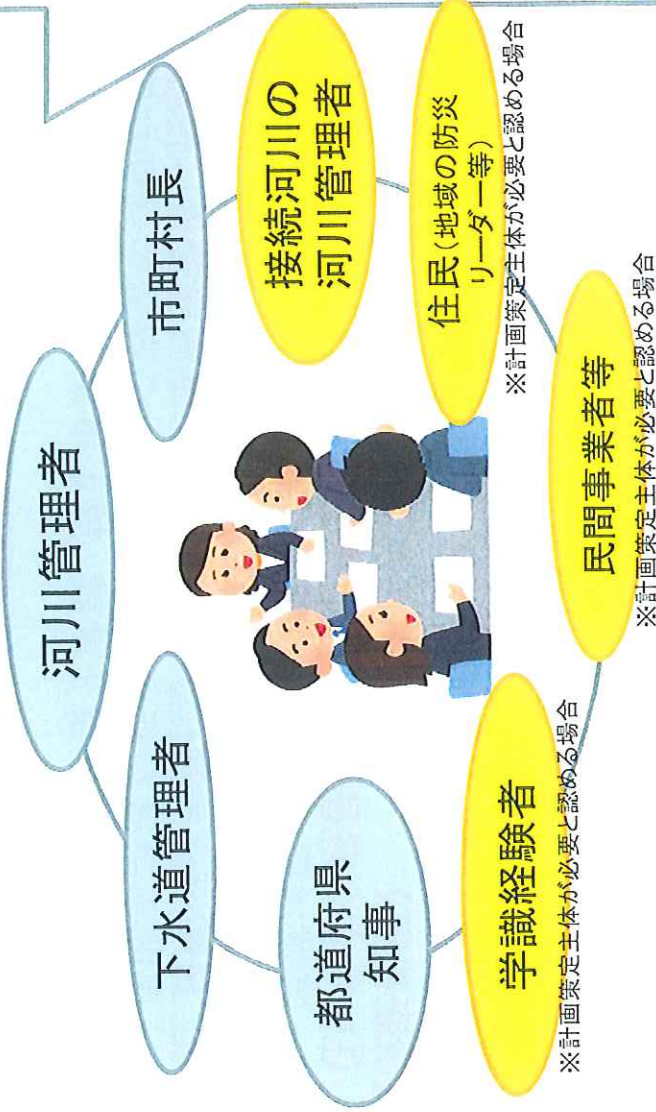
#### （構成員）

- ・ 流域水害対策計画策定主体
- ・ 接続河川の河川管理者
- ・ 学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

#### （協議事項の例）

- ・ 流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・ 計画の実施に係る連絡調整

↑ **構成員は協議結果を尊重**



○：流域水害対策計画策定主体

# 【特定都市河川法③】地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進

～①地方公共団体への法定補助制度創設、②民間事業者等による計画認定制度創設～

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要がある。

## 【改正概要】

### ① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

### ② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制度等を措置

## 【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

【主体】 地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）  
 【対象事業】 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設  
 の設置に係る事業

【補助率】 1/2 ※補助率は政令で規定予定

【その他】 国有地の無償貸付または譲与



【平常時】



【出水時】

【防災調整池】



※土手整備による貯留容量を確保

【校庭を活用した貯留施設】

## 【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の概要】

（計画への記載事項）

- ・雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造・設備
- ・雨水貯留浸透施設の管理方法・期間
- ・雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 等

民間事業者等

認定申請

認定

都道府県知事等

（認定の効果）

- ・国又は地方公共団体による費用補助
- ・管理協定締結に基づく地方公共団体による施設管理 等



# (参考) 地方公共団体や認定事業者による雨水貯留浸透施設整備への支援制度

河川管理者・下水道管理者のみならず、流域の関係者による流域対策を推進するため、関係者が参画する協議会制度を創設するとともに、雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制に係る支援制度を拡充する必要

## 実施体制の構築(流域水害対策協議会制度の創設)

関係者(河川管理者、下水道管理者、地方公共団体、流域関係者等)による流域水害対策を計画的かつ整合的に推進するため、新たに流域水害対策協議会を設置

【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

## 支援制度の拡充(雨水貯留浸透施設の整備)

	河川管理者・下水道管理者による雨水貯留浸透施設整備	左記以外の地方公共団体による雨水貯留浸透施設整備	民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備
<p>[補助率等]</p> <p>現行</p> <p>新たな制度 (令和3年度～)</p>	<p>1/2 (防災・安全交付金)等</p> <p>河川管理者： ※特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設のみを河川法の特例として整備</p>	<p>1/3 (防災・安全交付金)</p> <p>1/2 特定都市河川法に基づく流域水害対策計画に位置付ける雨水貯留浸透施設</p>	<p>1/3 (下水道区域における間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2)等</p> <p>1/3 (下水道区域外も対象にした間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1/2)</p> <p>1/2 認定事業者への補助 特定都市河川法に基づく認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設 固定資産税の減免 認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税特例</p>

## 【特定都市河川法④】 貯留機能保全区域の創設

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた**浸水の拡大を抑制する効用を保全するため**、**洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定**することができる。
- 区域内の土地において**盛土、塀の設置**等を実施する場合、事前に都道府県知事等に**届出**しなければならない。**都道府県知事等は届出に対して必要な助言又は勧告**をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。

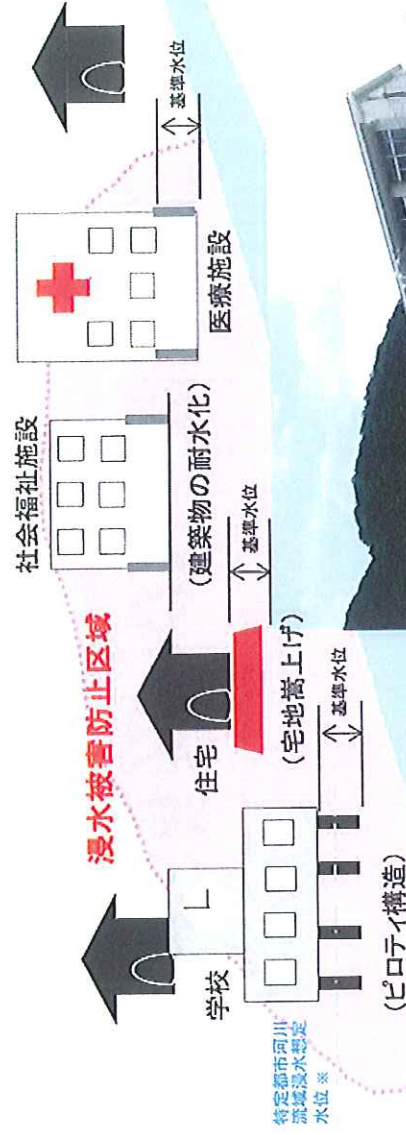
### 【貯留機能保全区域のイメージ】



## 【特定都市河川法⑤】 浸水被害防止区域制度の創設

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。**
- **開発規制については、住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に、洪水等に**対する土地の安全上必要な措置が講じているか**事前許可**が必要。  
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- **建築規制については、住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為を対象に、居室の床面を基準水位**以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

### 【浸水被害防止区域のイメージ】



※ 基準水位は、特定都市河川流域において  
浸水が想定される水位等を考慮して定める



ピロティ構造の事例

## 2.「下水道法」の一部改正

---

- ① 計画降雨の下水道事業計画への位置付け
- ② 民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

# 【下水道法①】計画降雨の下水道事業計画への位置付け

全国各地で水災害が頻発しているため、各地域の水災害状況、将来の気候変動の影響による降雨量の増加を見据えて、下水道事業計画に雨水排除の指針となる計画降雨を定め、当該計画降雨に基づき浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、「事前防災」の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要。



## 【改正概要】

・公共下水道・流域下水道の事業計画の記載事項に、**計画降雨**（浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨）を**追加**

### 公共下水道の事業計画の記載事項（下水道法第5条）

#### 【1. 必須記載事項】

- ① 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- ② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ③ 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ④ 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
- ⑤ 予定処理区域（雨水公共下水道に係るもの）にあつては、予定排水区域）
- ⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日

#### 【2. 任意記載事項】

- ① **計画降雨**（浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨）

※水防法による雨水出水浸水想定区域に指定された場合は、必須記載事項となる

記載事項に  
追加

※流域下水道の事業計画の記載事項（下水道法第25条の12）も同様の改正を行う。

※公共下水道（原則、市町村管理）：以下のいずれかのもの

イ：主に市街地の下水を排除・処理するための下水道で、終末処理場を有するもの、流域下水道に接続するもの、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの  
ロ：主に市街地における雨水のみを排除するための下水道で、河川・海域等に雨水を放流するか、流域下水道に接続するもの（雨水公共下水道）

※流域下水道（原則、都道府県管理）：以下のいずれかのもの

イ：専ら地方公共団体が管理する下水道からの下水を排除・処理するための下水道で、二以上の市町村の下水を排除し、終末処理場を有するもの  
ロ：終末処理場を有する公共下水道からの雨水のみを受けて、これを公共の水域・海域に放流するための下水道で、二以上の市町村の雨水を排除し、雨水の流量を調節するための施設を有するもの（雨水流域下水道）

# 【下水道法②】民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

気候変動の影響による降雨量の増加を見据え、整備等に限界のある下水道浸水被害対策区域(※)において、地域関係者が一体となって雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進するため、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しする必要

(※)排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域

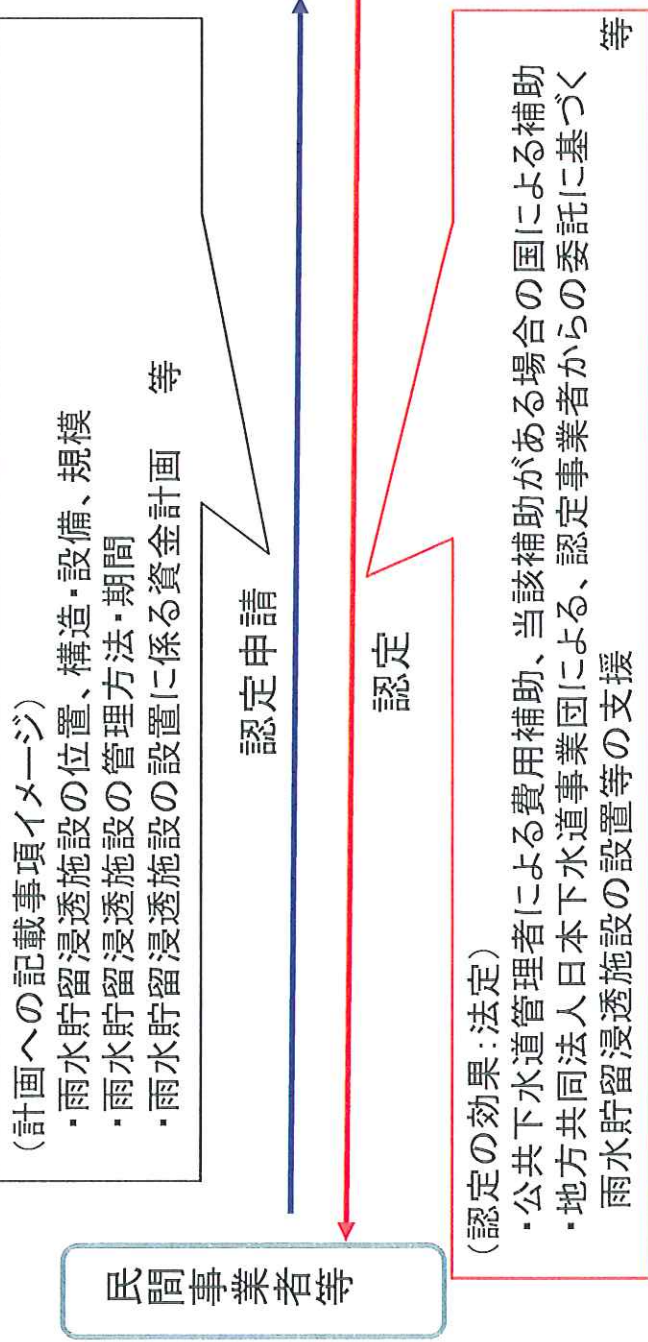


## 【改正概要】

### 下水道浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

下水道浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等を措置。

## 【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】



### 3.「都市計画法」の一部改正

---

- ① 開発の原則禁止の区域に浸水被害防止区域を追加

# 【都市計画法①】開発の原則禁止の区域に浸水被害防止区域を追加

6ヶ月以内施行

## 現行（都市計画法第33条第1項第8号）

- 自己以外の居住の用に供する住宅  
(分譲住宅、賃貸住宅 等)
- 自己の業務の用に供する施設 (※)  
(自社オフィス、自社ビル、自社店舗 (スーパー、コンビニを含む)、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫 等)
- 自己以外の業務の用に供する施設  
(貸オフィス、貸ビル、貸店舗 (ショッピングモールを含む)、貸倉庫 (レンタルボックスを含む)、その他賃貸用の業務用施設 等)

の開発は

### レッドゾーン

- 災害危険区域 (出水等)
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

を原則含まないこと



規制対象区域に浸水被害防止区域を追加

## 見直し

- 自己以外の居住の用に供する住宅  
(分譲住宅、賃貸住宅 等)
- 自己の業務の用に供する施設 (※)  
(自社オフィス、自社ビル、自社店舗 (スーパー、コンビニを含む)、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫 等)
- 自己以外の業務の用に供する施設  
(貸オフィス、貸ビル、貸店舗 (ショッピングモールを含む)、貸倉庫 (レンタルボックスを含む)、その他賃貸用の業務用施設 等)

の開発は

### レッドゾーン

- 災害危険区域 (出水等)
- 地すべり防止区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 浸水被害防止区域**

を原則含まないこと

※：自己の業務の用に供する施設に対する規制は、令和4年4月1日施行予定。



#### 4. 「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の 特別措置等に関する法律」の一部改正

---

[ エリア要件、事業の担い手等の拡充

]

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】  
**エリア要件、事業の担い手等の拡充**

3ヶ月以内施行（浸水被害防止区域の追加のみ6ヶ月以内施行）

【エリア要件の拡充】

- 防集法による集団移転の対象区域に、災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加**する。

【事業の担い手の拡充】

- 災害による行政機能の低下や、広域的な移転計画に対応するため、**都道府県の計画策定権限を追加**する。
- また、東日本大震災の復興事業を通じた豊富な技術・ノウハウを活用するため、**都市再生機構の特例業務として、地方公共団体がらの委託に基づき、集団移転促進事業に係る計画策定及び事業実施を行うことができる**こととする。

【住宅団地の整備対象の拡充】

- 集団移転促進事業による住宅団地の整備において、**関連して移転する要配慮者施設の用に供する土地の整備を追加**する。



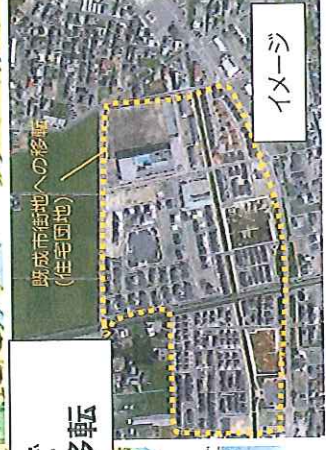
住宅の移転とあわせ、要配慮者施設の用に供する土地も含めた住宅団地を整備

移転例：近傍の高台に整備した住宅団地へ移転



浸水被害防止区域や土砂災害特別警戒区域等へ、**集団移転促進事業の対象エリアを拡大**

移転例：市町村域を跨いで広域的に住居を移転



移転元近傍での高台移転や市町村域を跨いだ移転など、**都道府県・都市再生機構の技術・能力を活用**

